

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費・医療費通知について

高額介護合算療養費とは

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険から支給されます。手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。

※限度額を超えた額が500円以下の場合は、支給されません。

自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間／8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は役場健康推進課健康保険係にご連絡ください

医療費通知を全受診者へ送付します

医療費通知はこれまで希望者に送付していましたが、2016年9月送付分から全受診者(2016年1月～6月に受診された方)に送付します。発行時期は、従来の9月と翌年3月から変更はありません。

イメージ図

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※通知は皆さんの受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。

医療費通知をご活用ください

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
役場健康推進課健康保険係 ☎ 482-2935(課直通)

高齢者・障がい者世帯などの皆さんへ

屋根の雪下ろし費用を補助します

弟子屈町社会福祉協議会では、お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者の方などの世帯を対象に、雪下ろしを登録事業者へ委託した場合の費用の一部を補助します。

▶対象世帯

- 高齢者世帯／概ね70歳以上の方のみで構成されている世帯(年齢は2016年4月1日現在の年齢とします)
- 障がいのある方だけの世帯／身体障害者手帳1級、2級、3級(肢体不自由)の世帯
- その他／その他、弟子屈町社会福祉協議会が上記に準ずると認めた世帯

※雪下ろし費用の補助の対象となるのは、落雪などにより明らかに自己または近隣住宅などの損壊の恐れがある場合や、同じく通行者へ被害が及ぶ恐れがある場合に限られますので、ご注意ください。

▶対象経費／屋根の雪下ろしにかかる費用

▶補助上限／かかった費用の2分の1の額で1回あたり1万円

▶補助回数／年度内3回まで(3月31日まで)

▶対象となる事業者／弟子屈町社会福祉協議会協議会に登録された事業者

▶手続き方法

- ①雪下ろしが必要になった時点で、弟子屈町社会福祉協議会へ交付申請書を提出します。
- ②申請書に基づき弟子屈町社会福祉協議会で審査後、補助の可否を決定し、申請者へ連絡します。
- ③申請者の方は決定の連絡を受けた後、弟子屈町社会福祉協議会に登録された事業者へ作業を依頼してください。
- ④雪下ろしが完了後、速やかに実績報告書(作業前後の写真、支払った領収書の写し添付)を弟子屈町社会福祉協議会協議会へ提出してください。審査の上、決定者の方へ補助金を交付します。

☐申し込み・問い合わせ先／弟子屈町社会福祉協議会 ☎ 482-1054(土・日曜日、祝日を除く)



冬期間の暖房費助成申請はお早めに

2016年11月1日から、福祉灯油等購入事業の申請受け付けを行っています。助成を希望される方は、お早めに申請をお願いします。

▶対象世帯／2016年11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯。

- 高齢者世帯／2016年11月1日時点で、70歳以上の方だけの世帯。
(70歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯も含まれます)
- 障がい者世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯。
- ひとり親世帯／配偶者のいない方が18歳未満の子を扶養している世帯。

▶対象とならない場合

- 施設入所している方だけの世帯
- 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
- 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
- 住民票上は別世帯でも、町民税が課税されている方と実際は同居している場合
- 生活保護を受けている世帯

※上記のほかにも、要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

▶助成の内容

弟子屈町内の契約業者で灯油などを購入できる『福祉灯油等購入券』(灯油20リットル×5回分)を交付します。石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、2016年11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

▶申請方法

申請は1月31日(火)まで受け付けます。

助成を希望される方は、印鑑をご持参の上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 482-2921(課直通)